

平成30年2月19日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社麦島建設
所在地：愛知県名古屋市
許可：国土交通大臣許可（特一29）第2643号
代表者：代表取締役 麦島 悦司（むぎしま えつし）

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（指示内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置（これ以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分を行った理由

株式会社麦島建設が元請として請け負った愛知県春日井市内のマンション新築工事において、平成29年3月6日、移動式クレーンを使って鋼管の束を玉掛して吊り上げた途中に、鋼管が玉掛より抜け落ちて下請負人の労働者に当たり、死亡する事故が発生した。

この件について、枠組足場を組み合わせて設置した材料置場を作業床として使用させるに当たり、同作業床が高さ1.5メートルをこえる箇所にあったにもかかわらず、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の従業員が、労働安全衛生法違反により、平成29年10月20日に名古屋簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】	建政部	建設産業課長	齋藤 学
		建設産業課長補佐	杉山 兼一
		TEL	052 (953) 8572
		FAX	052 (953) 8606